

霧島市

子ども読書活動推進計画 (第3次)

～未来をひらく 霧島の読書～



平成30年3月



霧島市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 第2次計画期間（平成25年度～平成29年度）における取組と課題	3
1 主な取組と成果	
2 第2次計画期間における課題と背景	
第2章 基本的方針	8
「1日20分読書」運動 ～未来をひらく霧島の読書～	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	9
I 家庭における子どもの読書活動の推進	9
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組	
II 地域における子どもの読書活動の推進	9
1 図書館	
2 民間団体等への支援	
III 学校等における子どもの読書活動の推進	12
1 幼稚園・保育所・認定子ども園等	
2 小学校・中学校	
3 高等学校	
4 障害のある子どもの読書活動推進	
5 学校図書館の機能強化	
IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	16
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章 推進体制の整備	17
1 子どもの読書活動推進体制の整備	
2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	
3 各種団体との連携・協力	
資料	18
○第3次推進計画における達成目標	
○子どもの読書施設	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、そのための環境を社会全体で積極的に整備していくことは極めて重要です。

しかしながら、テレビやゲーム、パソコン、スマートフォン等の様々な情報メディアの発達・普及により子どもの生活環境は大きく変化し、子どもの読書離れが進む傾向にあり、その影響が懸念されています。

このような中、霧島市では、子どもの読書活動を推進するために、平成19年に「霧島市子ども読書活動推進計画」を、平成25年に「霧島市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定してきました。

このたび、第2次の計画期間における取組を検証した上で、この計画の理念、目的を引き継ぎ、さらに充実・発展させるものとして第3次の「霧島市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、これまでの計画と同じく、「子どもの読書活動推進に関する法律」並びに国の「第3次子どもの読書活動に関する基本的な計画」及び鹿児島県の「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を踏まえつつ、霧島市における子どもの読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画であり、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間としています。

霧島市では、この第3次計画に基づき、引き続き、子どもたちが自主的に読書する習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、「未来をひらく霧島の読書」を合言葉に、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

＜子ども読書活動推進の経緯＞

年	国	鹿児島県
平成 12 年	子ども読書年	
平成 13 年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 第 1 次子ども読書活動推進基本計画 (平成 13 年～平成 19 年)	
平成 16 年		第 1 次子ども読書活動推進計画 (平成 16 年～平成 20 年)

平成 17 年 霧島市誕生

平成 19 年 第一次市子ども読書活動推進計画（平成 19 年～平成 24 年）
○ブックスタート事業（※）を全市で開始

年	国	鹿児島県
平成 20 年	第 2 次子ども読書活動推進基本計画 (平成 20 年～平成 24 年)	
平成 21 年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行	第 2 次子ども読書活動推進計画 (平成 21 年～平成 25 年)

平成 22 年 図書館電算システムの整備（国分・隼人図書館のシステム統合）

平成 25 年 第 2 次市子ども読書活動推進計画（平成 25 年～平成 29 年）

年	国	鹿児島県
平成 25 年	第 3 次子ども読書活動推進基本計画 (平成 25 年～平成 29 年)	
平成 26 年		第 3 次子ども読書活動推進計画 (平成 26 年～平成 30 年)

平成 29 年 図書館新電算システムへ更新

平成 30 年 第 3 次市子ども読書活動推進計画（平成 30 年～平成 34 年）

※「ブックスタート」

1992 年に英国で始まった。赤ちゃんとその保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときが持たれることを願い、一人一人の赤ちゃんに絵本を手渡す活動のこと。

第1章 第2次計画期間（平成25年度～平成29年度）における取組と課題

1 主な取組と成果

(1) 家庭・地域における取組と成果

ア 平成19年度から霧島市全域でブックスタート事業を推進しています。絵本を楽しんでいる割合は、現時点では平成25年度と比較して横ばい状態です。

【絵本を楽しんでいますか】

	平成25年度	平成28年度
ほぼ毎日	33.5%	33.2%
週に2・3回	33.0%	32.7%
ひと月に数回	21.7%	20.6%
時間がとれない	11.8%	13.1%
無回答	0.0%	0.4%
アンケート回答者数	863人	908人

(ブックスタート参加者アンケート)

イ 「おはなし王国」など地域における読書活動を推進する読書まつりを充実させました。参加者数は、増減を繰り返しつつ横ばい状態です。

【おはなし王国など参加者推移】

	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
参加者数	1,646人	1,316人	1,567人	1,529人	6,058人

ウ 国分図書館と隼人図書館に移動図書館車を配備して、図書館・図書室から離れた地域や小学校等身近な所まで図書を届ける移動図書館や配本所の充実を図りました。平成25年度と比較すると現在は巡回場所で6箇所、配本所で1箇所増加しています。

	平成25年度	平成28年度
移動図書館	82箇所	88箇所
配本所	27箇所	28箇所

エ 図書館・図書室では、定期的なおはなし会を開催し、読み聞かせの機会充実を図りました。参加者数は、横ばい状態が続いています。

【おはなし会参加者推移】

	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
参加者数	3,686人	3,577人	3,745人	3,222人	14,230人

- オ 夏休み期間を活用した講座や教室を開設し、課題解決学習などへも対応しました。
 (夏休み科学講座・植物採集教室・昆虫採集教室・からくり絵本作りなど)
- カ 学校等へのおはなしボランティアの派遣を図書館でコーディネートし、読み聞かせの充実を図りました。
- キ 図書館の施設見学や職場体験学習を受入れ、身近に図書館を体験する機会を提供しています。
- ク 平成 25 年度から、図書館の本を整理する図書館ボランティアの養成を行いました。いつでも整理された図書から子ども達が目的の本を選べるようにしています。ブックスタート事業のボランティアとしての参加もみられます。
 (平成 25 年度 9 名・26 年度 8 名・27 年度 8 名のボランティアを養成)
- ケ 平成 28 年度に図書館電算システムを更新し、新刊本情報のメール自動配信や自宅から貸出延期申請ができるなど利便性を向上させました。

(2) 学校における取組と成果

- ア 全ての小学校・中学校・高等学校が、全校一斉読書(朝読書を含む。)を週時程に位置づけて、回数・時間・方法を工夫した取組を行っています。

【全校一斉読書(朝読書を含む。)の取組状況】

	平成 24 年度			平成 28 年度		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
霧島市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
県	100.0%	100.0%	83.1%	100.0%	100.0%	
全 国	96.4%	88.2%	40.8%	97.1%	88.5%	42.7%

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査)

※高等学校のデータは以下すべて市立国分中央高等学校のデータである。

- イ 本市は、公立学校において全ての学校に学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)を配置しており、その割合は、県・全国平均よりも高い状況です。

【学校図書館担当職員の配置率】

	平成 24 年度			平成 28 年度		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
霧島市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
県	78.8%	81.2%	98.6%	89.9%	87.0%	100.0%
全 国	47.9%	47.6%	71.0%	59.3%	57.3%	66.9%

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

ウ 小学校・中学校・高等学校の調査期間（10月の1か月間）における平均読書冊数は、小学校・中学校においては、県・全国平均よりも多い状況ですが、小学校では読書冊数の減少がみられます。高等学校では、県・全国平均よりも少ない状況であり、小学校・中学校に比べてかなり少ない状況が続いています。

【1 か月間の一人当たりの平均読書冊数】

	平成 24 年度			平成 28 年度		
	小学生	中学生	高校生	小学生	中学生	高校生
霧島市	28.2 冊	6.0 冊	0.4 冊	27.0 冊	6.8 冊	0.4 冊
県	21.7 冊	5.7 冊	1.8 冊	23.5 冊	6.1 冊	
全 国	10.5 冊	4.2 冊	1.6 冊	11.4 冊	4.2 冊	

(全国学校図書館協議会及び県教育庁調査)

エ 平成 29 年度から県の読書指導に関する研究指定を受けている青葉小学校は、朝読書を中心に据え、教職員と P T A が密に協力しながら行っている様々な読書活動の成果が認められ、平成 29 年度「第 11 回高橋松之助記念『朝の読書大賞』」において、大賞を受賞しました。

2 第 2 次計画期間における課題と背景

(1) 家庭・地域における課題と背景

ア 乳幼児健診の機会に行うブックスタート事業をとおして、子どもへの読み聞かせや図書館等の利用説明を行い、子育てにおける読み聞かせやその後の読書習慣の形成が大切であるとの認識が浸透しつつあります。

今後、平成 30 年度から各教育振興課が組織再編されることによるスタッフ職員減を補う、ボランティアの養成等が課題です。

イ 「おはなし王国」など地域における読書活動を推進する読書まつりを充実させましたが、今後、平成 30 年度から各教育振興課が組織再編されることによる職員減により、国分と隼人地区以外は、その継続とあり方が課題です。

ウ スマートフォン等インターネットに接続可能な機器の普及で活字離れが進むほか、読書に充てる時間の減少が見られます。

【インターネットに接続可能な機器所有者割合】(霧島市)

	平成 25 年度	平成 28 年度
小学生	80.6%	84.9%
中学生	96.3%	95.8%
高校生	96.2%	99.8%

(「インターネット利用等に関する調査」県教育庁)

【普段の読書時間の割合（小学生）】

	2時間以上	1時間以上 2時間未満	30分以上 1時間未満	10分以上 30分未満	10分未満	全く しない
25年度	6.5%	12.0%	26.4%	28.1%	14.3%	12.5%
26年度	7.9%	14.3%	24.1%	28.4%	12.7%	12.4%
27年度	8.4%	10.1%	23.8%	29.4%	15.5%	12.7%
28年度	6.6%	13.1%	21.4%	29.3%	13.2%	16.4%

(全国学力・学習状況調査)

【普段の読書時間の割合（中学生）】

	2時間以上	1時間以上 2時間未満	30分以上 1時間未満	10分以上 30分未満	10分未満	全く しない
25年度	5.7%	11.5%	21.0%	25.1%	11.4%	25.0%
26年度	8.1%	11.0%	19.6%	23.5%	9.7%	28.0%
27年度	8.0%	12.0%	21.8%	25.0%	11.0%	22.2%
28年度	6.3%	11.5%	19.3%	25.7%	10.4%	26.7%

(全国学力・学習状況調査)

(2) 学校における課題と背景

ア 学校図書館図書標準については、文部科学省において、「学校図書館図書整備5か年計画」が策定されており、本市においてもこの整備計画に則り、整備を進めています。

その結果、小学校・中学校の学校図書館の蔵書は、ほぼ全ての学校が、学校図書館図書標準に達しており、全国・県の平均を上回っています。

【図書標準に達している学校数の割合】

	平成24年度		平成28年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
霧島市	62.9%	38.5%	97.1%	100.0%
県	52.4%	37.2%	64.8%	52.0%
全 国	56.8%	47.5%	66.4%	53.3%

(学校図書館の現状に関する調査)

イ 全ての小学校・中学校に、学校図書館担当職員が配置されています。

各学校には読書指導担当教諭を配置していますが、授業等の校務もあるため、学校図書館における実務上の管理・運営は困難な状況です。

管理・運營業務の円滑化による活用状況向上のため、本市では今後も、学校図書館担当職員配置の維持に努める必要があります。

ウ 1か月の平均読書冊数について、小学生から中学生、中学生から高校生等と、学校種が進むにつれて読書冊数が少なくなる傾向があります。特に高等学校は、県・全国平均よりもかなり少なくなっています。読書時間についても減少の傾向が見られます。

小学校で身に付けた読書習慣が中学校・高等学校まで定着していくよう、各学校において選書の工夫や読書活動の推進、児童・生徒会との連携等の取組が充実するような啓発・指導を行う必要があります。

エ 全校一斉読書が全ての学校で実践されているにもかかわらず、不読率(※)の割合は減少しておらず、その解消が課題として残されたままとなっています。

情報通信端末等を通して、以前よりも子供達が本以外の多様なメディアに触れる機会が多くなった現在、読書に慣れ親しんでいない子供達が自然に本を手取る機会は減少しており、学校教育の中でそのような機会を意図的に設定する必要性は、さらに高まっています。

今後は、学校図書館担当職員と各校の読書指導担当教諭との連携をさらに進め、授業での図書館資料の活用、委員会活動の充実、PTAとの連携、館外でのPR活動等を通して、子供達と本との出会いを積極的に仕掛ける必要があります。

【不読率の割合】(霧島市)

	霧島市		県		全国	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
25年度	12.5%	25.0%	13.2%	28.7%	20.8%	36.0%
26年度	12.4%	28.0%	13.7%	28.5%	19.3%	34.3%
27年度	12.7%	22.2%	15.0%	26.5%	19.9%	35.0%
28年度	16.4%	26.7%	15.0%	30.4%	20.6%	37.2%

(全国学力・学習状況調査)

※不読率

「平日、学校の授業時間以外にどのくらいの時間読書をしますか」という質問に対し、「全く読まない」と答えた児童生徒の割合



<読書への関心を高める環境設営(牧園中)>

第2章 基本的方針

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生、中学生、高校生へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいく必要があります。

霧島市においては、県が主導する「1日20分読書」運動を実施するとともに、「未来をひらく 霧島の読書」をキャッチフレーズに設定し、次の四つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

未来をひらく 霧島の読書

＜推進の柱＞

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

「1日20分読書」運動は、すべての子どもが1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう成長に応じて次のように取り組みます。

特に、高校生の不読率が高いという実態を踏まえて、家庭や学校はもちろん、部活動や少年団活動の時、外出する時などにも、いつも身近に1冊の本があるという環境をつくり、読書の習慣を身に付けていくことが大切です。

乳幼児	小学生	中学生	高校生
家族と一緒に20分読書			
	朝読み・夕読み20分読書		
		ジャンルを広げて20分読書	
			自分を見つめる20分読書

家族と一緒に20分読書

乳幼児期の子どもには、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族一緒に読書の習慣をつくりましょう。

朝読み・夕読み20分読書

小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

ジャンルを広げて20分読書

中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学、科学、歴史、郷土など様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。

自分を見つめる20分読書

高校生の時期は、自分自身の生き方を見つめるためにも読書が大切です。いつも身近に1冊の本を置き1日20分の読書に心掛けましょう。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活の中に位置付けられることによって形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるようにするためには、まずは、保護者自身が読書に親しみ、家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。併せて子どもが、読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけを行い、発達段階に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを知る機会をつくります。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭での実践

ア 各家庭でテレビ・ゲーム機器等を使わずに過ごす日をつくり、家庭で語り合う時間や読書に親しむ時間を確保し、「家族と一緒に 20 分読書」や「朝読み・夕読み 20 分読書」等を実践します。ブックスタート参加者のアンケートによると、家庭における乳幼児の読書状況「週に 2・3 回絵本を楽しむ割合」は現状が 32.7%なので、これを平成 34 年度には 40.0%へ引き上げ、読書活動の推進につなげます。

達成目標【家庭における読書習慣定着の推進状況】

週に 2・3 回絵本を楽しむ家庭の割合（ブックスタート参加者アンケート）

<現状 32.7%→平成 34 年度 40.0%>

(2) 家庭への支援

ア 家庭教育学級等において読書活動に関わる取組を推進し、各家庭で、子どもの発達段階に応じた読書活動が進められ、子どもの読書への主体的な関わりが高まるようにします。

イ 司書や図書館ボランティア等による読み聞かせ等への参加がさらに増えるよう周知や啓発の方法を工夫します。また、乳幼児を対象とした離乳食教室における「ブックスタート」を引き続き実施します。

ウ PTAと連携し、学校で行う保護者の読み聞かせなど、親子が読書活動を通してふれ合う場への積極的参加を促進します。

II 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館

霧島市内には国分図書館と隼人図書館のほか合併前の旧町毎に 5 図書室があり、読書環境の整備に力を入れています。

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりすることができる場所です。

さらに、図書館は、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、あるいは読書グループの支援など、地域における子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

ア 読書活動や図書館資料に関する情報提供に努めます。発達段階に応じて読んで欲しい本のリストを作成し、子ども達へ紹介します。

また、子どもが本と出会うきっかけづくりのために、広報誌やホームページを活用し、定期的なおはなし会やイベントの開催及び新刊案内などの情報を積極的に提供します。家庭まで読書情報が届けられる図書館電算システムの機能も十分に活用します。

イ 学校図書館との連携・協力を努めます。

学校での読書活動が一層充実するように、団体貸出(※)や移動図書館での図書館資料の提供を行うとともに、読み聞かせ等の読書活動や研修会等への支援を行います。

※団体貸出

学校などに対し、調べ学習や行事などについて、まとまった量の資料を一定期間貸出して活用してもらうサービス

ウ 図書館への関心を高めるために、授業での図書館訪問や職場体験等を積極的に受け入れます。

エ すべての子どもが図書館の利用カードを持つように年次的に呼びかけていきます。平成 28 年度時点では児童の図書館の利用者カード所持率は 76.0%です。毎年、新 1 年生全員に利用者カード作成を呼びかけて所持率を平成 34 年度には 90.0%に引き上げ、読書活動の推進につなげます。

達成目標	【公立図書館の取組】
児童の図書館利用者カードの所持率向上	
〈現状：76.0% → H34 年度 90.0%〉	

オ 移動図書館を充実させます。図書館から遠い地域の子どものも図書館の本を利用することができるように努めます。

また、子どもの調べ学習への対応や学校図書館にない本の提供などに努めます。

カ おはなし王国等の読書まつりやブックスタート事業が今後もスムーズに運営できるようにやり方を工夫していきます。

キ 図書館相互や関係機関との連携・協力を努めます。

子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示など読書活動に資する取組を推進します。

(3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

ア 住民サービスの向上に努めます。

(a) 子どもの読書活動を推進するためには、それぞれの地域住民のニーズを踏まえ、図書館資料や施設等を計画的に整備・充実する必要があります。

- ・ 図書館資料の充実
- ・ 図書室の整備

(b) 家庭や学校からの図書館資料の検索を可能にするインターネット検索システムは、家庭や学校との連携を図る重要な手段となることから、その整備を促進するとともに県立図書館の検索システムも活用して資料提供にあたります。

イ 司書及び司書補の資質向上に努めます。

司書及び司書補は、図書館資料の選択・収集・提供、おはなし会やイベントの企画・実施など、子どもの読書活動推進に重要な役割を果たしています。専門職である司書及び司書補は、子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付ける必要があります。司書及び司書補の資質向上のための研修会等の実施に努めます。

ウ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実に努めます。

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等での施設整備面での配慮・点字資料・録音資料等の整備、図書館利用の際の介助、対面朗読等の実施など、読書環境の整備が必要です。

このうち、点字資料・録音資料については「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」と連携をとり、貸出できるように対応していきます。対面朗読室は国分図書館に整備されていますので活用を図ります。

2 民間団体等への支援

本市には多くの親子読書会や読書グループがあり、子どもの読書活動の推進に関する市民への理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。これらの民間団体の活動が生かせるよう、環境を整備することが必要です。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要です。市や図書館には、既存の民間団体の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが求められます。今後もボランティアを養成する研修会等を充実させます。

(2) 民間団体への支援

- ア 地域や学校における読書ボランティアの活動の場や機会を提供します。
- イ 民間団体が行う研修会等に協力します。

Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組むものですが、学校等では子ども達に一齐に指導ができるという特質を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

1 幼稚園・保育所・認定子ども園等

(1) 子どもの読書活動の推進方策

ア 計画的な取組の推進

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園・保育所・認定子ども園等は、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

イ 保護者への啓発

1日20分程度の読み聞かせなど、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について保護者への啓発を行っていきます。

(2) 子どもの読書活動の推進のための機能強化

ア 外部人材の活用

幼稚園・保育所・認定子ども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、保護者、ボランティア等と連携を図るよう促していきます。

イ 成長に応じた図書の選定

幼稚園・保育所・認定子ども園等が、図書館の協力を得て、成長に応じた図書を選定できるよう情報提供や助言を行います。

ウ 教職員や保育士等の資質向上

読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

児童生徒が読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や児童生徒の成長に応じた取組を推進します。

ア 学校図書館図書標準の達成

本市では、ほぼ全ての学校が学校図書館図書標準に達しています。整備をさらに進め、全校において標準を達成するとともに、その水準の維持に努めます。

イ 読書する機会の確保

全ての学校で行われている全校一斉読書、緑陰読書等の児童生徒が教職員とともに読書する時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

ウ 計画的な読書指導

平成 28 年度時点で、学校の授業時間以外に全く読書をしないと答えた児童生徒は、小学生が 16.4%、中学生が 26.7%でした。読書感想文などの読書を伴う教科指導の充実、各教科・領域の指導計画に応じた資料整備と情報提供等、教科指導と学校図書館の関連を深めた取組を計画的に推進することにより、これを平成 34 年度には、小学生 10.0%、中学生 20.0%にします。

達成目標 [公立小・中学校の取組]

児童生徒の不読率の減少（読書を「全くしない」と答える児童生徒の割合）

〈現状：小学校 16.4%、中学校 26.7% → H34 年度：小学校 10.0%、中学校 20.0%〉

エ 多様な読書指導の推進

学校図書館担当職員や読書指導担当教諭を中心に、読み聞かせやブックトーク、推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

オ 主体的な読書活動の推進

委員会活動など、児童生徒が自分自身の読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 家庭への啓発

P T A や家庭教育学級等の様々な機会を通して、読書の意義や家庭における読書環境のあり方等について、家庭への啓発に努めるとともに、親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

イ 親子で読書に親しむ多様な読書活動の推進

親子読書会や読書グループ、公立図書館司書等を活用し、親子で読書に親しむ多様な読書活動の推進に努めます。

(3) 教職員の意識高揚

読書指導を充実させるためには、教職員自身が読書に親しむとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが重要です。学校図書館・公立図書館の活用や読書指導の在り方について、教職員の意識高揚を図ります。

ア 司書教諭・学校図書館担当職員等の連携

司書教諭や学校図書館担当職員等の連携を図り、全校体制による読書指導の確立に努めます。

イ 研究校の取組事例の活用

平成 29 年度から県の研究指定を受け、研究・実践を進めている青葉小学校など、読書活動研究校の取組事例等を各校へ積極的に発信し、市内全校での読書活動の充実を図ります。



＜ビブリオバトル(※)で読書への関心を高める(青葉小)＞

※ビブリオバトル

書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

ウ 研修の機会の充実

各校の読書指導における責任者を対象とした読書指導担当者研修会をさらに充実させ、様々な読書活動の推進に努めます。

エ 公立図書館の利用促進

学校図書館と公立図書館との連携を深め、公立図書館の行事等の広報を積極的に行うとともに、移動図書館や公立図書館資料等の利活用がさらに推進されるよう努めます。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日 20 分程度の読書に親しみ、読書活動が習慣化していくための取組を推進します。

ア 学校図書館の利用推進

平成 28 年度時点での公立高等学校の学校図書館における平均貸出冊数は、0.4 冊となっています。全校一斉読書等の不読率を減少させるための取組を意図的・計画的に設定するとともに、各教科の指導内容と関連する図書館資料の充実、家庭科の指導における幼児への読み聞かせ等の授業での学校図書館利用促進などにより、生徒が図書資料を学習に活用する機会を増やすよう努め、平成 34 年度には平均貸出冊数を 2.0 冊にします。

達成目標 [公立高等学校の取組]

学校図書館における平均貸出冊数の増加

〈現状：0.4 冊 → H34 年度：2.0 冊〉

イ 多様な読書活動の推進

ブックトーク、ビブリオバトル、推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置など、生徒の実態に応じた多様な読書活動の場づくりや紹介を積極的に行うことによって、生徒が学校図書館の資料に触れる機会を増やすよう努めます。

ウ 主体的な読書活動の推進

資格取得や進学に対する意識の高まり、情報端末所有率の増大、交友関係や手段の拡大等、読書離れに様々な要因が影響するこの時期の生徒の関心を図書館に向かせるためには、同世代間の関わりや情報共有が鍵となります。委員会活動の活性等により、学校での読書活動の中心となる生徒の育成等、生徒が主体的に読書に親しむ取組の充実に努めます。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

P T A等の様々な機会を通して、読書の意義や家庭における読書環境のあり方等について、家庭への啓発に努めるとともに、親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

(3) 教職員の意識高揚

読書指導を充実させるためには、教職員自身が読書に親しむとともに、国語科のみならず、家庭科における幼児への読み聞かせ等、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが重要です。そのため、各教科での指導内容に関連した図書館資料の整備・充実に努め、それらの資料の活用や読書指導の在り方について教職員の意識高揚を図ります。

4 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動支援を推進します。

- ・ 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介
- ・ 他校との資料や情報の交換
- ・ 読み聞かせなどの読書活動

5 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能をもつ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなどの連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の資料等、読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 図書資料の計画的な整備

児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心にこたえる図書の充実を図る計画的な整備に努めます。

イ 読書環境の整備・充実

学校図書館の施設や環境の工夫、蔵書管理コンピュータや校内LANの整備、学級における読書環境の充実に努めます。

ウ 職員の連携・協力

学校図書館の円滑な運営を進めるための校内組織の確立とともに、職員の積極的活用に努めます。

(2) 公立図書館等との連携・協力

団体貸出や公立図書館司書の活用等、公立図書館や近隣の学校図書館との連携・協力を努めます。また、本市に所在する鹿児島工業高等専門学校などの高等教育機関とも連携を図り、多様な分野の蔵書が読書活動推進に活用されるよう努めます。

IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

市、学校、図書館においては「おはなし会」など「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を行っています。また、県をあげて「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日として取り組んでいます。その他、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」などの推進と充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発広報することが大切です。

市では図書館や教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取組等の情報を広く提供していきます。

3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

市では、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これらの優れた取組を表彰するなど奨励します。

達成目標	[市の取組]
読書活動における優れた取組の表彰	
〈現状：1件 → H34年度 2件〉	

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、市の子育て支援等の福祉分野とも連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

また、民間団体の代表や学校教育関係者などで構成される市図書館協議会などとも連携を図り、計画の推進に努めます。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を進める県や近隣の市町とも連携・協力して子どもの読書活動が推進されるよう努めます。

3 各種団体等との連携・協力

本計画の推進に当たっては、子育て関係団体やPTA・子ども会育成会・読書グループなどと密接に連携を図ることは有用なことから、これらの各種団体等と連携・協力を深めます。



<国分図書館「おはなし会（子ども読書の日）」>

第3次推進計画における達成目標（H34年度までの目標値）

生涯にわたる読書習慣の確立

<推進の柱>

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

未来をひらく 霧島の読書

目標	取組の主体	項目	H28年度 時点の状況	H34年度 の目標値
①	市及び図書館・室	【家庭における読書習慣定着の推進状況】 週に2・3回絵本を楽しむ家庭の割合（ブックスタート参加者アンケート） →P9	32.7%	40.0%
②	市及び図書館・室	児童の図書館利用者カードの所持率向上 →P10	76.0%	90.0%
③	市及び小学校・中学校	児童生徒の不読率の減少（読書を「全くしない」と答える児童生徒の割合） →P13	小学校 16.4% 中学校 26.7%	小学校 10.0%、 中学校 20.0%
④	市及び高等学校	学校図書館における平均貸出冊数の増加 →P14	0.4冊	2.0冊
⑤	市及び図書館・室	読書活動における優れた取組の表彰 →P16	1件	2件

子どもの読書施設

名 称	所 在	電 話	休 館 日	利用時間	所蔵冊数
国分図書館	国分中央3丁目45-1	64-0918	6月蔵書点検時10日間 12月29日から1月3日	9時30分～19時 ★小・中学生 4月～9月 18時まで 10月～3月 17時まで	85,000冊
こどもセンター	国分福島一丁目1-25-1	45-4920	12月29日から1月3日	9時～17時	502冊
隼人図書館	隼人町内山田一丁目14-76	43-7574	毎週月曜日 12月29日から1月3日 特別整理期間	平日10時～19時 土日祝日9時～17時 ★小・中学生 4月～9月 18時まで 10月～3月 17時まで	25,019冊
隼人教育支援センター	隼人町内山田1-14-10	43-5336	原則として市立小・中学校の 休校日	月～金 9時～15時	1,105冊
小浜地区公民館	隼人町小浜215-1	43-6190	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	245冊
小野地区公民館	隼人町小田2468-3	43-3130	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	229冊
富隈地区公民館	隼人町真孝223	43-1048	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	790冊
宮内地区公民館	隼人町神宮三丁目4-18	42-1998	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	454冊
姫城地区公民館	隼人町姫城二丁目206	43-8244	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	499冊
日当山地区公民館	隼人町東郷161	43-0303	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	465冊
松永地区公民館	隼人町松永1731-2	42-8220	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	298冊
中福良地区公民館	隼人町嘉例川2174-4	43-9855	月曜日・年末年始(12月29 日から翌年1月3日まで)	8時30分～22時まで	232冊
天降川地区 共同利用施設	隼人町内1054-1	43-1951	土曜日・日曜日・祝日・年末 年始(12月29日から翌年1 月3日まで)	月～金 9時～17時	162冊
溝辺図書室	溝辺町麓3391 (溝辺公民館内)	58-3391	12月29日から1月3日	8時30分～19時	22,287冊
横川図書室	横川町中ノ197-7 (横川郷土館2階)	72-1596	日・祝日 12月29日から翌年1月 3日まで	9時～17時	5,436冊
牧園図書室	牧園町高千穂3864-393 (高千穂地区公民館内)	78-3349	12月29日から1月3日	8時30分～19時	17,727冊
霧島図書室	霧島市霧島田口148-3 (霧島公民館内)	57-0316	日・祝日 12月29日から翌年1月 3日まで	原則 8時30分～22時	16,598冊
福山図書室	福山町福山5290-61 (福山公民館内)	56-2026	土曜日、日曜日、祝日 12月29日から1月3日	8時30分～17時	8,000冊

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 書物を読むということは、他人が辛苦して成し遂げたことを、容易に自分に取り入れて自己改善する最良の方法である。(ソクラテス)

○ 良書をはじめて読むときには、新しい友を得たようである。前に精読した書物を読み直すときには、旧友に会うのと似ている。(ゴールドスミス)

○ 読書は学問の術なり、学問は事をなすの術なり。(福沢諭吉)

○ 本を読むことが、読書なのではありません。自分の心の中に失いたくない言葉の蓄え場所をつくりだすのが、読書です。(長田弘)

